

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさん（60歳）は、妻Bさん（53歳）および長女Cさん（21歳）との3人暮らしである。Aさんは、2023年8月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けたが、X社の継続雇用制度を利用して、引き続き同社に勤務している。なお、下記の＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん（60歳）： 会社員
 妻Bさん（53歳）： パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。
 長女Cさん（21歳）： 大学生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

- (1) 給与収入の金額： 900万円
 (2) 不動産所得の金額： ▲40万円（白色申告）
 ※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。
 (3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金契約年月： 2014年7月
 契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん死
 亡給付金受取人： 妻Bさん
 解約返戻金額： 500万円
 正味払込保険料： 430万円
 (4) X社から支給を受けた退職金の額： 2,450万円
 ・定年を迎えるまでの勤続期間は36年5カ月である。
 ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
 ※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
 ※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
 ※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜退職所得控除額＞

$$800\text{万円} + (\text{①})\text{万円} \times \{(\text{②})\text{年} - 20\text{年}\} = (\text{③})\text{万円}$$

＜退職所得の金額＞

$$(2,450\text{万円} - (\text{③})\text{万円}) \times \square\square\square = (\text{④})\text{万円}$$

正解

「勤続期間は36年5カ月」→ 年未満は四捨五入ではなく切り上げなので37年

＜退職所得控除額＞

$$800\text{万円} + (\text{① } 70)\text{万円} \times \{(\text{② } 37)\text{年} - 20\text{年}\} = (\text{③ } 1,990)\text{万円}$$

＜退職所得の金額＞

$$(2,450\text{万円} - (\text{③ } 1,990)\text{万円}) \times \frac{1}{2} = (\text{④ } 230)\text{万円}$$

《問8》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは不動産所得の金額に損失が生じているため、確定申告をすることによって、純損失の繰越控除の適用を受けることができます」
- ② 「Aさんが長女Cさんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料はAさんの社会保険料控除の対象となります」
- ③ 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除および扶養控除の額は、それぞれ38万円です」

正解

- ×① Aさんは白色申告なので「純損失の繰越控除」は適用できない。
- ②
- ×③ 長女Cさんは特定扶養親族に該当するので、扶養控除の額は63万円

《問9》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、①の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される給与所得の金額
- ② 総所得金額

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額×40%－10万円 <small>(55万円に満たない場合は、55万円)</small>
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

正解

- ① 総所得金額に算入される給与所得の金額

「給与収入の金額：900万円」から給与所得控除＝195万円

年齢23歳未満の扶養親族がいるので

所得金額調整控除額＝(900万円－850万円)×10%＝5万円

給与所得＝900万円－195万円－5万円＝700万円

- ② 総所得金額

給与所得 700万円

不動産所得 ▲40万円＋負債利子10万円＝▲30万円

一時所得 解約返戻金額500万円－正味払込保険料430万円－50万円＝20万円

総所得金額＝700万円＋▲30万円＋20万円×1/2＝680万円